

欧州銀行監督規制改革の現状と課題*

—— 銀行同盟をめぐる状況 ——

佐久間 裕秋

はじめに

EUの単一銀行市場は、単一通貨ユーロ導入、ECBの創設により拡大と深化を遂げ、大きく変貌を遂げた。しかしリーマンショックに端を発する世界金融危機とそれに続く欧州各国の金融危機の中で、金融システムの脆弱性、金融市場の機能不全が露呈、金融監督体制の抜本的な見直しと再構築を迫られることとなり、金融安定化へ向けた規制体制の見直しreviewと規制強化re-regulationの動きが加速することとなった。

域内銀行市場に内在するリスクの監視、金融システム危機回避のための規制監督体制の確立が課題との認識が共有され、2010年には、EU横断的な金融監督機構としてESFSが発足した。(de Larosière 2009) この結果、欧州銀行監督者委員会CEBSの機能はEBAに継承され、EU域内国の銀行監督機関NCAとの協調、連携強化を通じて、迅速かつ効果的なマクロ及びミクロの金融安定化を確保するとの政策が打ち出された。

さらに、南欧等ユーロ圏におけるソブリン危機、銀行危機の拡大が懸念される中、より強固かつ透明性の高い金融規制監督体制の構築が求められることとなり、ユーロ圏における銀行同盟の導入の動きが加速した。12年には、ユーロ圏における単一銀行監督制度

SSMが合意に至り、銀行監督権限のECBへの付与を含む、銀行システムの健全性強化へ向けEUの銀行監督体制の再構築が進むこととなった。

本稿では、EUにおける新たな銀行監督規制制度であるSSMを概観するとともに、今後期待される制度整備の方向性について検討する。さらに銀行監督一元化に向けたEU域内における銀行監督機関の機能の再編成、役割の分業体制の見直しにおける課題を整理する。実効性ある金融市場安定化、単一銀行市場の発展に向けての課題、市場の反応等も含め、欧州銀行監督規制の課題についても考察する。

1. 銀行同盟——3つの柱

銀行同盟は、単一銀行監督SSM、単一破綻処理SRM、欧州預金保険制度DGSの調和化の3つの分野で構成されている。SSMについては、14年11月4日、銀行同盟の第一歩となるSSMが始動、SRMについても16年初からの実施が予定されている。またこれと並行して、規制監督適用にあたって、各国間の技術的な問題の解消、標準化を目的とするガイドライン設定を行う単一ルールブックの作成がEBAにより進められている。以下において、銀行同盟を構成するSSM、SRM、

* 本稿の作成にあたり、麗澤大学経済社会総合研究センターより援助を受けたことを記し謝意を表したい。

DGSについて概観する。

1-1. SSM

銀行同盟を構成する3つの柱の中で、最も重要かつ中心的な役割を担うのが単一銀行監督制度SSMである。SSMは、従来のユーロ圏内の国ごとの監督システムの機能をECBに集約、一元化させるものである。具体的にはECBへの監督権限の付与に関する欧州連合理事会規則ならびに監督機能の見直しに係る2つのEU規則regulationの採択¹⁾ならびに改定²⁾により施行に至った。

ECBは金融政策に加え、新たにEUの銀行監督の機能が付与され、域内各国の銀行監督当局NCAとの間に監督機能の分業体制がとられることとなった。図1は、SSM導入に伴うEUの銀行監督の守備範囲を概念的に描いたものである。すなわちEU域内国は、SSM対象国と非対象国に分けられ、非対象国の金融機関については、各国NCAが監督を行うものとされ、またSSM対象国のうち銀行以外の金融機関の監督についても、当該国のNCAがその任にあたるものとされる。

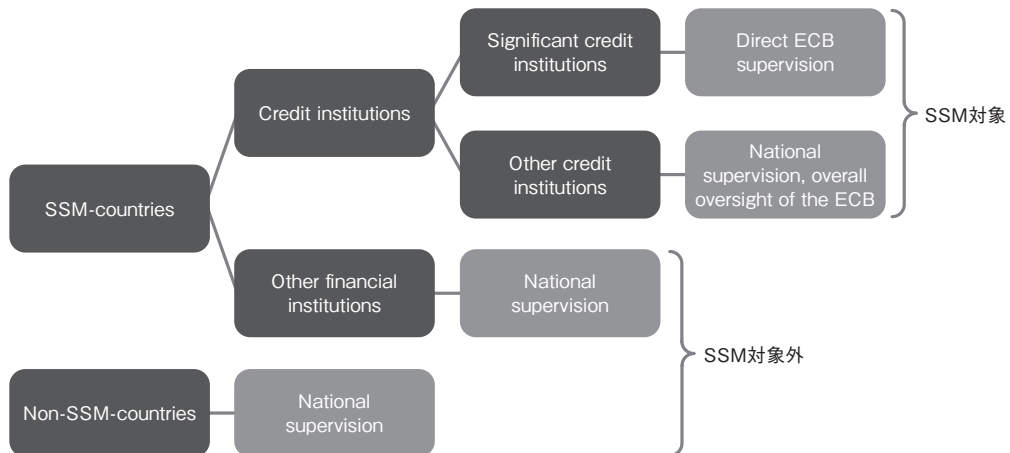
さらにSSM対象国の銀行のうち、重要度の高い主要銀行SSEについてはECBの直接監督の下に置かれる一方、それ以外の重要度の低い銀行LSIについては、ECBの間接的な監督の下で、各国NCAが直接監督を行うものとされた。

SSMの導入に伴いEBAが従来担っていたEU域内のNCA間の規制調和化に係る調整機能は従来通りとされる一方、監督面については、ECBとEBAの間での責任範囲の明確化とともに新たな分業体制が敷かれることとなった。ECBは基本的にユーロ圏の主要銀行の監督を担うものであるのに対し、非ユーロ圏およびユーロ圏に属する非主要銀行に関しては、EBAが各国NCAの協力を得て健全性の監視にあたり、ECBの監督を補完する体制がとられることとなった。

1-2. SRM

単一破綻処理制度SRM³⁾は、銀行同盟に欠くことのできない制度として、SSMに続くステップとして導入されることとなったものである。SSMは、ECBによるユーロ圏銀行

図1 欧州の銀行監督範囲、SSM導入以降



出所：European Court of Auditors (2014) p.18 (Stijn (2013) Fig.1の一部改変)

- 1) SSM regulation: Council of the European Union (2013), (OJL287, 29. 10. 2013, p.63)
- 2) SSM framework regulation: European Parliament and Council (2013b), (OJL176, 27. 6. 2013, p.338)
- 3) SRM regulation: European Parliament and the Council (2014c), (OJL225, 30. 7. 2014, p.1)

の監督を一元化するものであり、それ自身金融市場安定化に不可欠な機能であるものの、困難に陥った銀行の救済bail-out処理については、EUレベルで統一的な制度的な対応が必要との認識から、SRMの導入が求められた。SRMは16年初よりの導入が予定されている。

SRMでは、銀行同盟の中核となる銀行破綻処理を実行する司令塔である単一破綻処理理事会SRBが新たなEUレベル機関として創設された。SRBは、銀行同盟参加国の破綻処理当局、欧州委員会およびECBとの密接な連携の下、破綻銀行処理の円滑な実施、経済財政への破綻コスト圧縮と財政負担の軽減が期待されている。

SRBは、正副議長と4名の理事から構成され、ECBおよび加盟国の破綻処理当局NRAと協力し、破綻処理計画の策定にあたりとともに、加盟国の拠出による基金である単一破綻処理基金SRF⁴⁾の執行と管理の責任を負うこととされた。SRFは、銀行破綻処理指令BRRD⁵⁾に基づき加盟各国毎に積立てが行われる基金であり、その利用方法及び基金統合については、ドイツなど加盟各国間の思惑の差から、過渡的措置を含め導入へ向けての調整が進められている。

1-3. DGS

EU域内の預金保険制度の統合へ向けての動きも加速した。預金保険指令改訂版が、14年4月に採択され、従来の94年指令の修正amendという形ではなく、各国DGSの調和化の強化の方向性が打ち出され、全面改訂recastが行われた⁶⁾。現状、EU域内における預金保険制度は、国ごとの差異が大きく制度的な逸脱が許容されている点が問題となっていたことから、加盟各国が遵守すべき標準

ルールの設定が提示された。付保対象の明確化、保険金額の10万ユーロへの統一、預金保険の支払い期日の7日への短縮のほか、一定比率の預金保険の事前積立の実施など、域内国制度の一層の調和化が強化されることとなったが、最終合意は当面見送られ、単一預金保険制度の導入については19年を目途として検討を進めるものとされた。

2. ユーロ圏銀行の監督体制

2-1. ECBの銀行監督体制

SSMの始動により、銀行同盟の中核をなすECBによる新たな銀行監督体制が構築され、加盟国各国の銀行約4,700行が監督の対象となった。対象となる銀行は、4つの基準により重要度の高い銀行SSEと重要度の低い銀行LSIに分けられるとされる。重要度が高いとされる基準としては、①資産規模が300億ユーロ超、もしくは50億ユーロ以上で当該国GDPの20%超である、②当該加盟国内で設立された上位行3行、③欧州安定メカニズムESMの直接支援を受けている、④資産規模が50億ユーロ超で、他の加盟国におけるクロスボーダー資産規模が総資産の20%を超える、との原則が定められた。この基準に基づき重要度の高い銀行に分類された120の銀行グループ⁷⁾、主体別では約1,200行余については、ECBが直接監督を行うものとされ、他方、該当しないその他の重要度の低い銀行に関しては、各国のNCA銀行監督当局が監督を行うとされ、重要度の程度による監督機能の分業体制がとられた(図2)。ECBは、クロスボーダー銀行の監督についても、母国監督当局もしくは受入国監督当局のいずれかの立場で関与することとなった。

4) SRF implementing regulation: Council of the European Union (2014), (OJL15, 22. 1. 2015, p.1)

5) BRRD Directive: European Parliament and Council (2014b), (OJL 173, 12. 6. 2014, p.190)

6) European Parliament and Council (2014a), (OJL 173, 12. 6. 2014, p.149)

7) 15年のリトアニアのユーロ加盟により123行。

図2 ECB銀行監督における分業体制

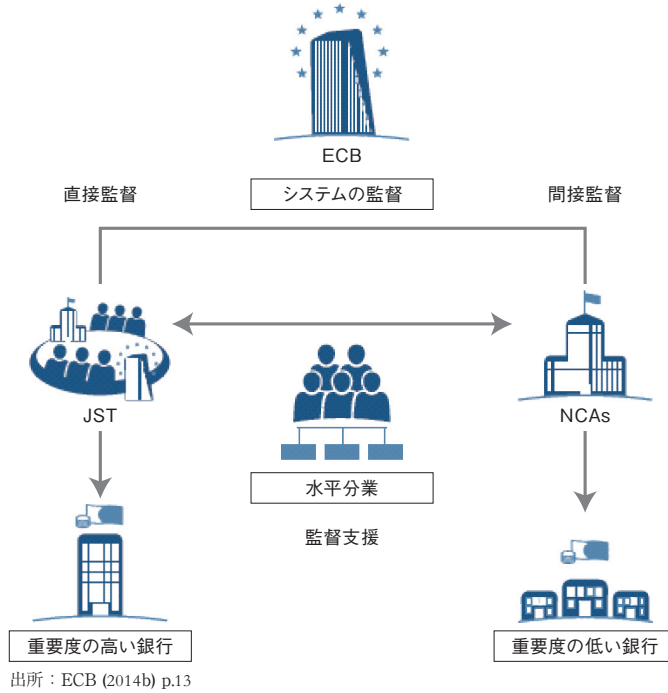
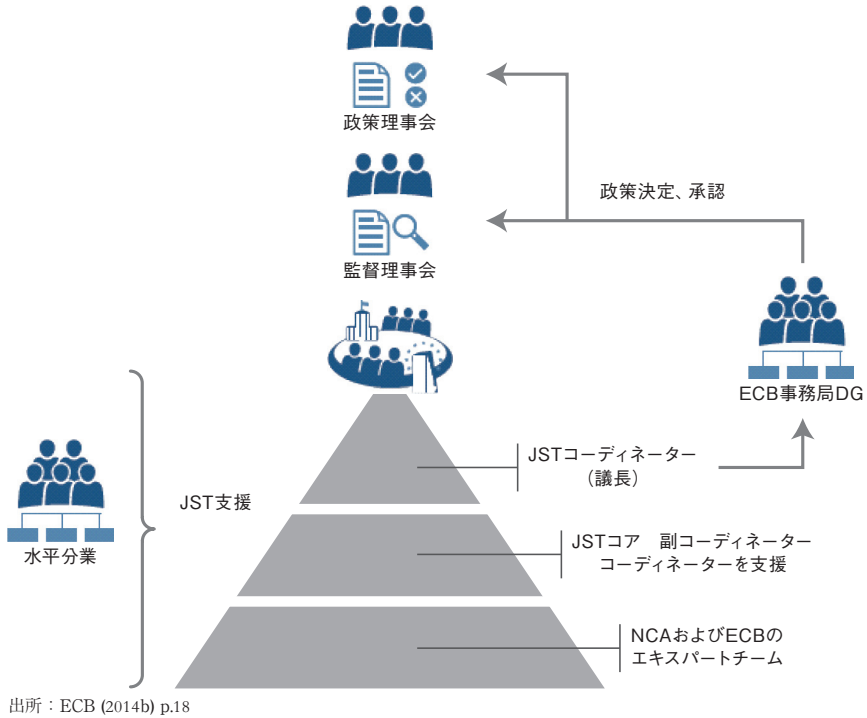


図3 JSTの機能



2-2. 共同監督チーム JSTの機能

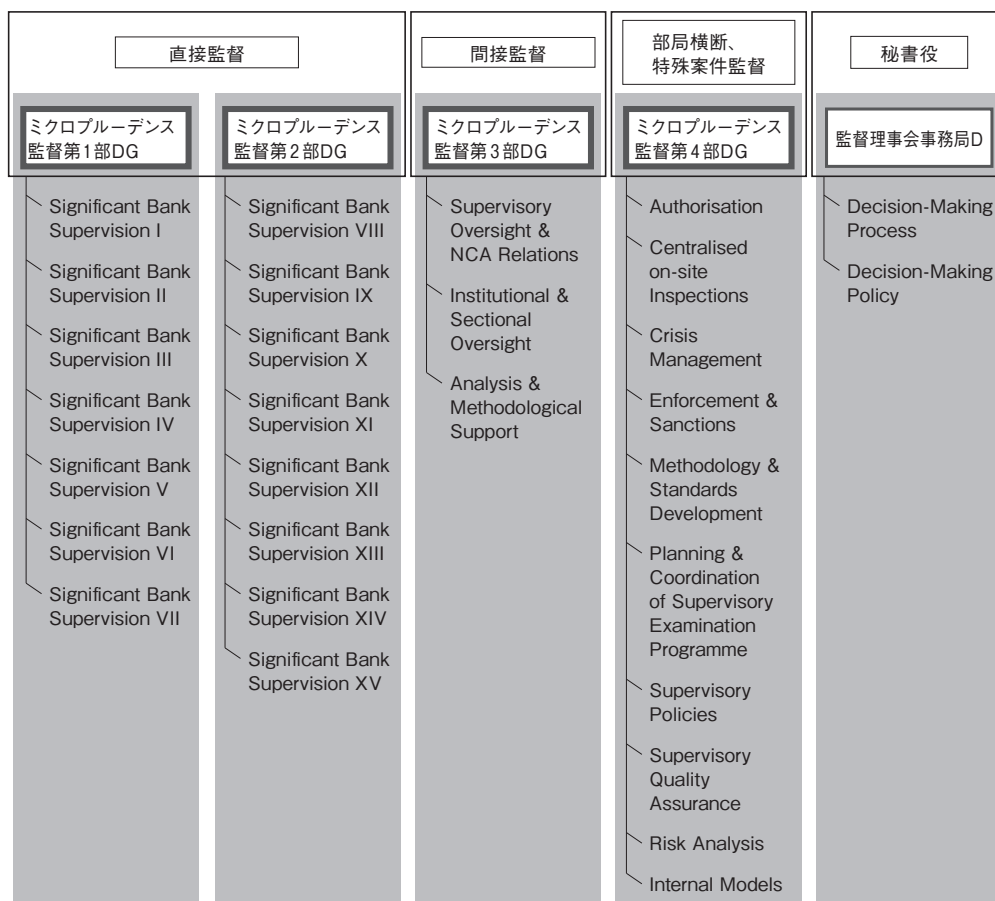
ECBは、重要度の高い銀行の直接監督を行うに当たって、ECBおよび監督対象銀行に係る監督当局の要員からなる共同監督チームJSTを編成することとなっている（図3）。JSTの規模や体制は、対象となる銀行の業務内容や組織体制、リスクプロファイル等の要因により判断、決定される。JSTは、通常、監督対象国以外の出身者であるECBの監督者がコーディネーターに指名され、監督業務全体のリード役となり、各国NSAは副コーディネーターとして、地域的あるいはテーマ別など限定された範囲についての日常監督業

務を担うかたちで役割分担体制がとられる。また地理的、機能的に追加的な協力を要する場合は、ECBの他部局の応援を要請できるものとしている。

2-3. ECBの銀行監督組織体制

ECBは、従来の金融政策の機能に加えSSMの実施のための銀行監督機能を担う組織体制が新たに整備された（図4）。第1および第2マイクロブルーデンシャル監督総局は、重要度の高い銀行の直接監督を担当、そのうち第1総局は、7部、約200名の要員により構成され、最もシステミックな重要度の高い

図4 ECBの銀行監督組織



出所：ECB (2014) p.16

注) DG：Directorate General（総局）、D：Directorate（部局）

30の銀行グループを監督し、第2総局はそれ以外の90の重要度の高い銀行グループを、8部、約200名の要員により監督業務を実行する。

第3総局は3部80名体制で、重要度の低い銀行のNCAに関するECBの間接監督業務を担当する。間接監督業務には、NCAの監督実務の監視、特定金融機関、部門の監督、分析、監督手法に関する事項が含まれる。第4総局は、監督に関する部局横断的な事項や技術的に特殊な事項について統括する10部約250名の体制で対応することとなっている。具体的には①監督検査の計画・調整、②許認可、③執行・制裁、④監督品質管理、⑤監督政策、⑥手法・基準開発、⑦危機管理、⑧集中立入調査、⑨SSMリスク分析、⑩内部モデルの10の部門により、監督業務の一貫性確保と技術改善により、EUにおける効率で公平な監督体制の確立を企図するものとされる。事務局は、監督理事会の意思決定、議事進行等の秘書役を務めるもので、このほか対欧州議会、委員会など渉外事項、年報等 監督業務に係る対外報告の取りまとめなど内部事項の総括を約30名の要員によりとり行うものとされる。

2-4. 他監督機関との協力

ECBは、ユーロ圏のNCAとの連携以外の監督機関との連携をとりつつ実効ある監督規制体制を構築するものとしている。EUにおいては、欧州委員会およびEBAとの連携により非ユーロ圏も含むEU域内国全体に共通するルール策定を行うほか、マクロプルーデシヤル監督については欧州システミックリスク理事会ESRBと緊密な連携をとるものとしている。このほか、非EU諸国等の銀行監督当局との間の情報交換についても、個別案件ベースのみならずより広範な情報協力につき順次、合意を取り交わすべく努めるものとしている。

3. SSMにおけるEBA

3-1. EBAの機能の明確化

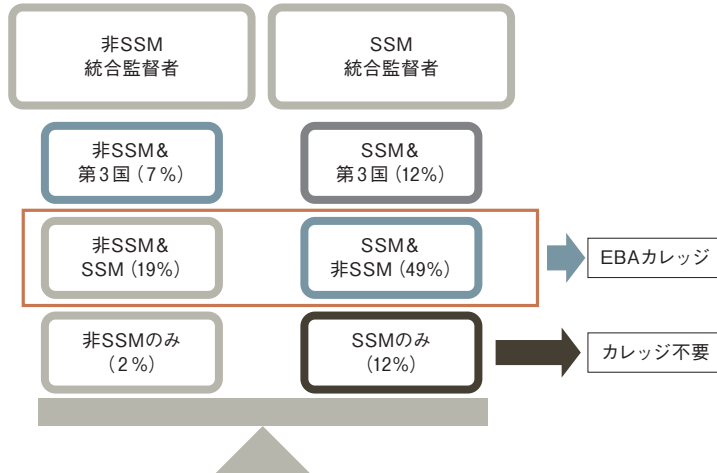
EBAは、11年にCEBSの機能を引継ぐEU機関として設立され、EU域内の単一監督規制環境の整備を通じて、効率的で透明性が高く安定した単一銀行市場実現への寄与するものと期待された。SSMおよびSRMを柱とする銀行同盟の始動により、ECBの機能の拡充が図られるとともに、EBAの銀行監督における使命、位置づけも明確化された。EBAが、従来有していた銀行監督、破綻処理における機能を維持しつつ、銀行同盟体制における銀行監督の実効性の確保のために、①監督の共通化の深耕、②監督実務の統合、③シングルルールブック策定及び適用、④監督カレッジ及びクロスボーダー監督における監督業務の調整の4つの重要な任務がEBAに与えられることとなったまたその実現のためにEBAは、域内国NCAより監督報告評価手順SREPとリスク評価の機能、ストレステスト、内部モデルの改善、監督手法等に関する情報を収集し分析し、各国の監督機関が遵守すべき共通監督手続き手法に関する指針と技術的基準をまとめることが義務付けられた。

シングルルールブックは、SSB対象のユーロ圏諸国のみならず非ユーロ圏EU域内国を含む銀行規制の統合を図る上で不可欠なものと考えられている。また、EBA監督ハンドブックは、EU域内全域の銀行監督実務の標準化と効率化を図る上で必須のものであり、域内の銀行監督に関する知見の集積しているEBAの果たす司令塔としての役割に期待が高まっている。ECBにおいても、前述の第3総局に監督手法・基準開発の担当部局を設けるとともに、EBAとの協力関係の下、EU規制監督ルールの遵守、調和化に努めるものとしている。(EBA2015a)

3-2. EBA監督カレッジ

EU域内の複数国に展開する銀行の監督に

図5 EBAカレッジの適用範囲



出所：EBA (2014a), p.21

関しては、これまでも関連するNCAが共同で監督にあたる監督カレッジのアプローチがとられており、EBAはカレッジによる監督機能においても主導的な役割を演じてきた。EBAでは、14年時点で102のカレッジを認定、そのうち25グループを緊密な監視対象、19グループを特定テーマに関する監視対象と定めている。

SSMにより、ECBに直接の銀行監督機能が付与されるに伴い、域内の共同監督の仕組みである監督カレッジの範囲も見直しが行われた（図5）。すなわち、SSM域内国に本店が所在するときは、当該銀行グループの拠点がSSM域内国のみまたはSSM域内と非SSMの第3国に限られる場合は、SSMの統合監督者であるECBおよび域内NCAが統合ベースで監督を行うとされる一方、拠点がSSMと非SSM域内に展開している場合は、EBAが監督カレッジを構成することとされる。また、SSM域外に本店が所在するときは、拠点がSSMと非SSMの双方に展開している場合のみ、EBAが監督カレッジを設置することとなる。EU域内において展開する主要銀行グループの拠点は、SSM域内外に展開している割合が68%と高く、監督カレッジにお

けるEBAの関与は大宗において維持されるものと見込まれる。（EBA2014a）

3-3. カレッジ行動計画

EBAは、SSM体制の下、カレッジによる銀行監督の機能充実をより推進する立場から、カレッジ監督の行動計画2015において、①資産健全性・信用リスク、②自己資本政策、③地政学的リスク、④ITリスク及びデータの正確性、⑤執行リスク、⑥内部管理モデル評価、⑦報酬制度の諸点を重視していくものとしている（EBA2015b）。またEU域内において広く監督カレッジの機能を円滑に実行していくために、監督業務における標準化を図ることが不可欠との観点から、規制および実施に関して各々、規制技術基準RTSと実施技術基準ITSの整備が進められている。具体的には、カレッジ機関間の協力、調整に係る書面の手交、監督カレッジ対象のマッピング、検査項目計画、定期会合・活動など、監督業務の実施上求められる枠組みのほか、リスク査定、適正自己資本、流動性など自己資本比率規制に係るもの、破綻弁済計画に係る技術標準なども含まれている。これらの技術標準の設定は、EU域内に止まらず国際監督規

制との調和化を図るものであり、EBAには、これらSSM域内外を通じたルールセッティング論議の中心となる役割が期待される。

4. EUの銀行監督体制の課題

4-1. SSMに内在する課題

① 監督構造の重層化

SSMは、新たなEUの銀行監督体制として始動したが、その監督システムには課題が指摘されている。表1は、ECBの銀行監督を国別に見たものであるが、ECBが直接監督するとされるSSE123行に対し、その他のLSI3502行については各国NCAに監督が委ねられており、対象機関数の上では監督の大宗は実態的には国別に止まる。ECBの監督範囲については、随時的確に見直されるとされるものの、国別監督を含めたSSMの監督の一元化には課題が残されている。ドイツはSSE比率が1.2%とユーロ圏で最も低くなっているが、これは貯蓄金融機関、協同組織金融機関などの国内金融システムの違いに起因するものであり、これらの監督構造の重層化、重複の現状をどう統合すべきか、また進めるのが課題となる。

② 域内監督の分業

SSMは、第一義的にユーロ圏の銀行監督の統合を目指すものであり、EUの銀行監督へ向けた第一歩と位置づけられる。すなわち、表1のECBの直接監督の対象は、ユーロ圏19か国123行であり、英国等非ユーロ圏EUは対象外となる。一方、EBAの実施したストレステストでは、ユーロ圏103行、非ユーロ圏（含むノルウェー）20行の合計で、EUワイドの123行が対象である。ECB監督対象のうちEBAストレステストに含まれるのは89行であり、英国、スウェーデン、デンマークなど欧州の主要行が対象外となっている点で、欧州金融システムの安定化の観点から問題が

残されている。監督基準の標準化、監督報告データの共有化など実面の統合化とともに、金融機関破綻時のEU域内のリスクシェアのあり方にも議論の余地が大きい。

③ 破綻処理時の課題

表2のように08年以降、EU域内において20件あまりの銀行破綻処理が行われており、これらにはデンマークや英国の破綻事例も含まれている。EU域内における破綻処理コスト負担の問題は、ユーロ圏域内外にわたる視点からより議論を深めなければならない課題であろう。また、域内国間で銀行破綻処理の担当部局は一致しておらず、非銀行機関も含め関与すべき当局の整合性の確保も、現時点において方向性は不明だが、実効ある破綻処理実施に向けて避けられない課題と言えよう。

④ データ集積

監督報告については、EU全体の標準化が進められているが、利用可能な監督データの集積をいかに構築できるかは、SSMの成否にかかわる技術的な課題である。これは、会計税務等、国ごとに異なるルールに基づき構築されてきた監督データを、EU標準で計量可能な監督リスクに沿い再定義することであり、言わば新たな共通言語の創造に相当する課題である。特に、こうしたデータ集積が、フランクフルトをベースとしECBの下で進行するのか、ロンドン所在のEBAが主導するかたちで実現することになるのか注目される⁸⁾。

4-2. 市場への影響

① 市場の反応

市場におけるSSMの受け止めは、金融市場安定化において銀行監督統合は不可避であるとの認識はEU域内当局者間においては共有されている。これまでの各国の破綻処理費用の負担を考慮すれば、規制の強化の方向性については、非ユーロ圏の英国などを含め、

8) Bennett (2015) 等、異なるレジームに亘る金融リスク統合の問題は、Financial Ontologyをめぐるテーマとして、近年、論議が盛んである。

表1 EUにおける主な銀行破綻処理 (2008-2012)

ユーロ圏	国名	主たる破綻処理機関		破綻金融機関	銀行監督機関
		監督当局	破綻基金		
ユーロ圏	オーストリア	MOF		Hypo Alpe Adria Bank-International (2009)	NCA (Finanzmarktaufsicht)
	ベルギー	MOF		Dexia (2011), Fortis (2008)	NCB (National Bank of Belgium)
	フィンランド	Finanssivalvonta		Sophia Bank (2010)	NCA (Finanssivalvonta)
	フランス	ACPR		Dexia (2011)	NCA (ACPR: Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution)
	ドイツ	MOF, BaFin		Hypo Real Estate (2010)	NCA (BaFin: Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)
	ギリシャ	NCB	Hellenic Financial Stability Fund	TT Hellenic Postbank (2009), National Bank of Greece (2008)	NCB (Bank of Greece)
	アイルランド	MOF, NCB		Anglo Irish (2009), Irish Nationwide Building Society (2010)	NCB (Central Bank of Ireland)
	イタリア	MOF, NCB		Delta (2010), Bcc di Altavilla Silentina e Calabritto (2011)	NCB (Banca d'Italia)
	ラトビア	MOF, Finanšu un Kapitāla Tīrgus Komisijas		Parex bank (2008), Latvijas Krajbanka (2011)	NCA (Finanšu un Kapitāla Tīrgus Komisijas)
	リトアニア	MOF, NCB		Bankas Snoras AB (2011)	NCB (Lietuvos Bankas)
非ユーロ圏	オランダ	MOF, NCB		Fortis (2011), SNS REAAL (2008)	NCB (De Nederlandsche Bank)
	ポルトガル	MOF, NCB		Caixa Geral de Depositos (2012), Banco Privado Portuges (2009)	NCB (Banco de Portugal)
	スペイン	MOF, NCB	Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria	Bankia (2012), Caja Sur (2010)	NCB (Banco de España)
	デンマーク	NCB	Financiel Stabilitet	Capinordic Bank (2010), Fionia Bank (2009)	NCA (Finanstilsynet)
英国	MOF, NCB, FSA		Royal Bank of Scotland (2008), Chelsea Building Society (2009)	NCB (PRA: Prudential Regulation Authority, Bank of England)	

出所: Gandrud (2013)、一部加筆。

表2 ECB国別監督銀行数 (2015.3 現在)

		ECB			EBA			FSB
		SSE*	LSI*	SSE比率	うちSSE	うち非SSE		
ユーロ圏	ベルギー	7	30	18.9	5	5	0	0
	ドイツ	21	1678	1.2	24	19	5	1
	エストニア	2	11	15.4	0	0	0	0
	アイルランド	4	33	10.8	3	3	0	0
	ギリシャ	4	19	17.4	4	4	0	0
	スペイン	15	81	15.6	15	12	3	2
	フランス	10	142	6.6	11	9	2	4
	イタリア	14	528	2.6	15	13	2	1
	キプロス	4	7	36.4	3	3	0	0
	ラトビア	3	19	13.6	1	1	0	0
	リトアニア	3	11	21.4	0	0	0	0
	ルクセンブルク	5	69	6.8	2	2	0	0
	マルタ	3	17	15.0	1	1	0	0
	オランダ	7	49	12.5	6	6	0	1
	オーストリア	8	555	1.4	6	5	1	0
	ポルトガル	4	123	3.1	3	3	0	0
	スロベニア	3	23	11.5	3	2	1	0
スロバキア	3	12	20.0	0	0	0	0	
フィンランド	3	95	3.1	1	1	0	0	
合計		123	3502	3.4	103	89	14	9
非ユーロ圏EU	デンマーク	0	0		4	0	4	0
	ハンガリー	0	0		1	0	1	0
	ポーランド	0	0		6	0	6	0
	スウェーデン	0	0		4	0	4	1
	英国	0	0		4	0	4	4
合計		0	0		19	0	19	5
非EU EEA	ノルウェー	0	0		1	0	1	0
非ユーロ圏合計		0	0		20	0	20	5
EEA合計		123	3502		123	89	34	14

出所：ECB (2015)、EBA (2014)、FSB (2014) より作成。

* SSE (Significant supervised entities), LSI (Less significant institutions)

基本的な異論は生じにくいものと言える。他方、銀行同盟政策の実効性に関しては、破綻処理基金の積立をめぐる確執に見るように費用対効果の観点からの不協和音は聞かれる。特に監督構造の重層化に関しては、監督費用の重複が過重との批判も出ており、効率的で「安価な」監督体制をどう構築できるかが当面の課題となる。

② 政策リスクの回避

SSMを含むEUの銀行規制改革の流れは、ブラッセル主導の過剰な規制強化の動きと見る向きもある。銀行経営者のモラルや報酬といった本来市場により決定すべき分野に対す

る規制の導入については、市場機能の否定につながるものとの警戒感も聞かれる。英国では、ブラッセルの規制強化が国際金融センター、シティに負の影響を与えているとの見方は根強く、現状以上の“EU”よりの規制強化が進めば、「Brexit」等EU離脱を辞さないとの強硬論が台頭する懸念もある。

個別の金融機関の動きとしても、銀行規制の強化に伴い、政策リスク回避を指向した展開として、ファンドなど規制回避の資金流出やビジネスモデルの転換、拠点のEU域外への移転などの動きも認められる。SSMの導入を中心とする銀行同盟が、欧州の銀行シス

テムの強化と金融資本市場の発展と成長にどう寄与できるか、新たな監督体制のあり方が問われている。

(麗澤大学教授)

参考文献

- Bennett, Mike (2015), Developing Standards for Granular Data, A Semantic Approach Setting Global Standards for Granular Data, EDM Council, Jan.16
- CEBS (2010), Report of the Peer Review on the Functioning of Supervisory Colleges, Oct.18
- CEPS (2014), ECB Banking Supervision and Beyond, Report of a CEPS Task Force, Brussels, Dec.
- Committee on the Global Financial System Markets Committee (2015), Regulatory change and monetary policy, *CGFS Papers*, No 54, BIS, May
- Council of the European Union (2013), Council Regulation (EU) No 1024/2013 of 15 October 2013 conferring specific tasks on the European Central Bank concerning policies relating to the prudential supervision of credit institutions, Oct.15, (OJL 287, 29. 10. 2013, p.63)
- (2014), Council Implementing Regulation (EU) 2015/81 of 19 December 2014 specifying uniform conditions of application of Regulation (EU) No 806/2014 of the European Parliament and of the Council with regard to *ex ante* contributions to the Single Resolution Fund, Dec19, (OJL 15, 22. 1. 2015, p.1)
- CSFI(2015), The City and Brexit A CSFI survey of the financial sector's views on Brexit and the EU, Apr.
- de Larosière, Jacques *et al.* (2009), the High-Level Expert Group on financial supervision in the EU, Report, Brussels, Feb.25
- EBA (2014a), Accomplishment of the EBA Colleges Action Plan for 2013 and establishment of the EBA Colleges Action Plan for 2014, Apr.28
- (2014b), Results of 2014 EU-wide stress test, Aggregate results, Oct.26
- (2015a), EBA report on convergence of supervisory Practices, Apr.9
- (2015b), Accomplishment of the EBA Colleges Action Plan for 2014 and establishment of the EBA Colleges Action Plan for 2015, Apr.16
- (2015c), Annual Report 2014, Jun.15
- ECB(2014a), Regulation (EU) No 468/2014 of the ECB of 16 April 2014 establishing the framework for cooperation within the Single Supervisory Mechanism between the ECB and national competent authorities and with national designated authorities (SSM Framework Regulation), ECB/2014/17, (OJL141, 14. 5. 2014, p.1)
- (2014b), Guide to banking supervision, Nov.
- (2015a), IMF Surveillance in Europe, Task Force on IMF Issues of the International Relations Committee of the European System of Central Banks, *Occasional Paper Series*, No 158, Jan.
- (2015b), ECB Annual Report on supervisory activities 2014, Mar.
- (2015c), The list of significant supervised entities and the list of less significant institutions, Mar.16
- European Commission (2013), Banking Union-Single Resolution Mechanism (SRM), Sept.
- (2014), Commission Implementing Regulation (EU) No 710/2014 of 23 June 2014 laying down implementing technical standards with regard to conditions of application of the joint decision process for institution-specific prudential requirements according to Directive 2013/36/EU of the European Parliament and of the Council, June 23, (OJL188, 27. 6. 2014, p.19)
- European Court of Auditors (2014), European banking supervision taking shape-EBA and its changing context, Special Report, No 5/2014, July 3
- European Parliament and Council (2013a), Directive 2013/36/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC, June 26, (OJL 176, 27. 6. 2013, p.338)
- (2013b), Regulation (EU) No 1022/2013 of the European Parliament and of the Council of 22 October 2013 amending Regulation (EU) No 1093/2010 establishing a European Supervisory Authority (European Banking Authority) as regards the conferral of specific tasks on the European Central Bank pursuant to Council Regulation (EU) No 1024/2013, Oct.22, (OJL 287, 29. 10. 2013, p.5)
- (2014a), Directive 2014/49/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes (recast), Apr.16, (OJL 173, 12. 6. 2014, p.149)
- (2014b), Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council, May 15, (OJL 173, 12. 6. 2014, p.190)
- (2014c), Regulation (EU) No 806/2014 of the

- European Parliament and the Council of 15 July 2014 establishing uniform rules and a uniform procedure for the resolution of credit institutions and certain investment firms in the framework of a Single Resolution Mechanism and a Single Resolution Fund and amending Regulation (EU) No 1093/2010, July 15, (OJL 225, 30. 7. 2014, p.1)
- FSB (2014), 2014 update of list of global systemically important banks (G-SIBs), Nov.6
- Liikanen, Erkki (2012), High-Level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector, Final Report, Brussels, Oct.2
- Nouy, Danièle (2015), The banking union and financial integration, speech at the joint conference of the European Commission and ECB, Brussels, Apr.27
- Stijn, Verhels (2013), The Single Supervisory Mechanism: A Sound First Step in Europe's Banking Union?, European affairs programm working paper, Royal Institute for International Relations Egmont, Mar.
- 略称参照**
- | | | | |
|------|---|------|--|
| BIS | Bank for International Settlements | CGFS | Committee on the Global Financial System |
| BRRD | Bank Recovery and Resolution Directive | CSFI | Centre for the Study of Financial Innovation |
| CEBS | Committee of European Banking Supervisors | DGS | Deposit Guarantee Scheme |
| CEPS | Centre for European Policy Studies | EBA | European Banking Authority |
| | | EC | European Commission |
| | | ECB | European Central Bank |
| | | EEA | European Economic Area |
| | | EEC | European Economic Community |
| | | ESFS | European System of Financial Supervision |
| | | ESM | European Stability Mechanism |
| | | ESRB | European Systemic Risk Board |
| | | EU | European Union |
| | | FSB | Financial Stability Board |
| | | IMF | International Monetary Fund |
| | | ITS | Implementing Technical Standard |
| | | JST | Joint Supervisory Team |
| | | LSI | Less Significant Institutions |
| | | NCA | National Competent Authority |
| | | NRA | National Resolution Authority |
| | | RTS | Regulatory Technical Standard |
| | | SSE | Significant Supervised Entities |
| | | SSM | Single Supervisory Mechanism |
| | | SRB | Single Resolution Board |
| | | SREP | Supervisory Review and Evaluation Process |
| | | SRF | Single Resolution Fund |
| | | SRM | Single Resolution Mechanism |

Summary

Reforms on the European banking supervision—Tasks ahead on the Banking Union

Hiroaki Sakuma

The Banking Union is viewed as crucial concept to build a new architecture of bank supervision and resolution mechanism in the euro area. The Single Supervisory Mechanism started on November 4, 2014 and the Single Resolution Mechanism will be starting in full manner from 2016, where the ECB play a key role to lead policy decisions in collaborations with national competent bank supervision authorities in the euro area and the European Banking Authority. This article discusses the progress and tasks ahead of the Banking Union and review achievements to examine how effective the new supervision mechanism work with regard to the financial stability in the European banking market.

(受付 平成27年 8月19日)
(校了 平成27年11月17日)